

西宮市の学校における働き方改革について

令和7年(2025年)2月
西宮市教育委員会教育職員課

1. 働き方改革のこれまでの流れ

- 平成31年1月「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」～中央教育審議会～
→教員の長時間労働が社会問題化し、学校における働き方改革の必要性

- 平成31年3月「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」～文科省～
→働き方改革の目的。「勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進」や「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」等の方策や取組の徹底

学校における働き方改革の目的は、現在の教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることであるとされた。

- 令和2年1月「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」～文科省～
→教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を「1月につき45時間内」、「当該年度につき360時間内にする」等、超過勤務時間の上限が法令上位置づけられた。

- 令和2年4月、西宮市教育委員会では、「西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」、「西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」を策定。
→学校における働き方改革についての西宮市の取組方針や学校における取組などを定めた。

- 令和6年9月、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえた取組の徹底等について(通知)」～文科省～
→在校等時間に係る目標については、まずは、時間外在校等時間が月80時間を超過している教師をゼロにすることを最優先とするべき』との見解

西宮市教育委員会として、これまで学校における働き方改革についての取組を進めてきたが、未だ時間外在校等時間(超過勤務時間)が1月80時間を越える教職員が一定数いる。

そのため、西宮市教育委員会として、時間外在校等時間が45時間以内を目指しつつ、まずは、令和7年度末までに時間外在校等時間が月80時間を超過する教職員をゼロにすることを目標に掲げ、今後の取組を進めていく。

2. 西宮市での時間外在校等時間（超過勤務時間）の現状

(1) 1月あたりの超過勤務時間の市内平均。令和5年度と元年度との比較（教頭、教諭のみ）

	小学校:教頭	小学校:教諭	中学校:教頭	中学校:教諭
令和元年度	62 時間 33 分	36 時間 54 分	81 時間 14 分	61 時間 38 分
令和5年度	46 時間 58 分	29 時間 53 分	58 時間 37 分	50 時間 30 分
対元年度比	25%減	19%減	28%減	19%減

これまでの取組により、超過勤務時間の削減は進んでいる。

(2) 令和5年度（2023年度）超過勤務時間の時間区分毎、1年間の延べ人数（全職種含む）

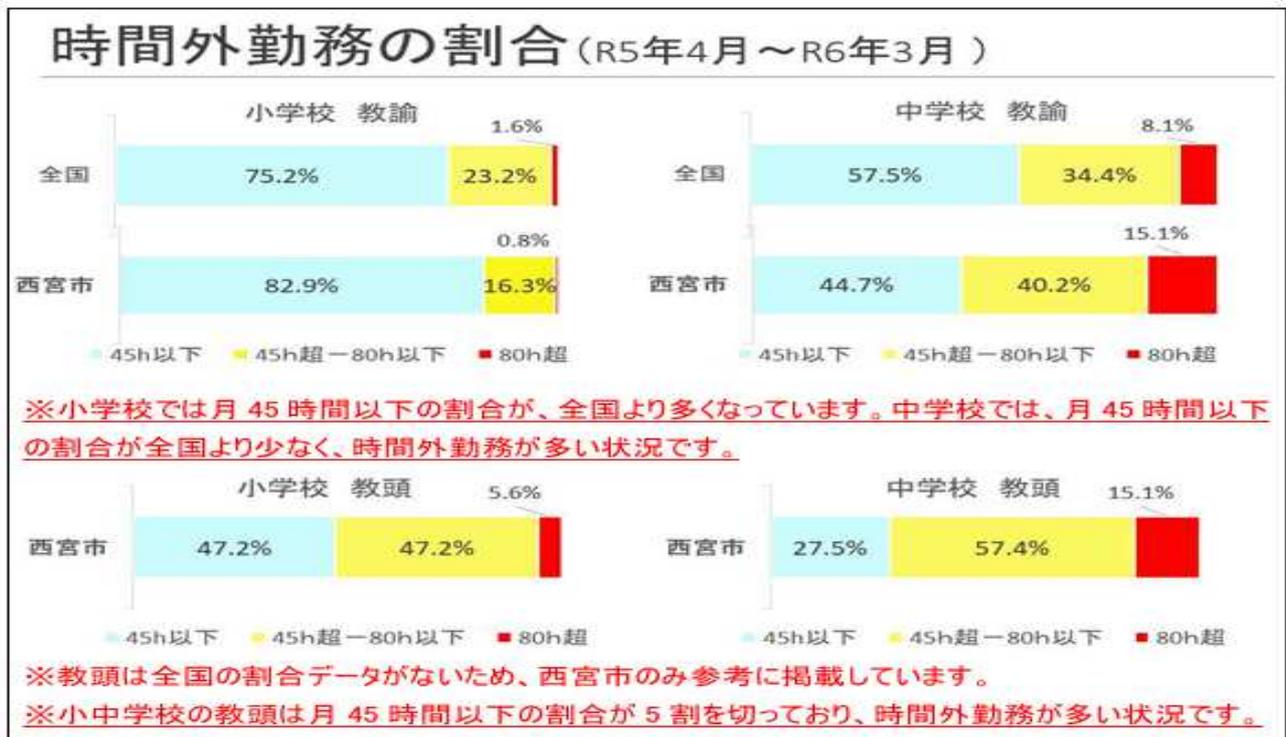
	区分	合計	月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全 小学校	45時間以下	13532	910	997	911	1270	1354	1085	1012	1112	1247	1277	1165	1192
	45時間超～80時間以下	2678	436	360	446	97	2	263	335	230	100	79	186	144
	80時間超～100時以下	112	22	14	14	2		9	8	11	5	1	7	19
	100時間超	33	8	5	5			2	2	2	1	1	1	6

小学校では、80時間超～100時間以下は約0.6%。100時間超は約0.2%。

	区分	合計	月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全 中学校	45時間以下	4019	203	217	216	355	652	266	279	294	382	379	358	418
	45時間超～80時間以下	3197	306	343	306	269	33	315	306	298	263	256	282	220
	80時間超～100時以下	720	106	91	115	45	3	71	73	71	33	43	37	32
	100時間超	338	74	39	55	22	2	37	31	24	9	12	16	17

中学校では、80時間超～100時間以下は約9%。100時間超は約4%。

(3) 令和5年度（2023年度）超過勤務時間の割合。全国との比較（教諭のみ）



(4) 令和4年度教員勤務実態調査集計より、10、11月の業務内容別の在校等時間（1日あたり）

- ・中学校教諭のみ、平日での時間数が多い上位9項目を抽出したもの

業務内容	平日	休日
授業（主担当）	3時間16分	1分
授業準備	1時間23分	11分
生徒指導	54分	0分
朝の業務	44分	0分
部活動	37分	1時間29分
成績処理	36分	12分
学年・学級経営	27分	2分
会議	18分	0分
事務	17分	3分

(5) 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」より

今後、教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について、目安として『「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が45時間以内となることが望ましい。』とされている。

しかし、西宮市での現状を踏まえ、教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の運用にあたっては、教師の心身の健康の確保のために、学校における「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないこととする。

3. 「長時間労働と過労死等」について～厚生労働省HPより～

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患との関連性が強いという医学的知見が得られています。

脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

すなわち、複数月平均で月80時間を超える時間外在校等時間は、医学的検討結果による過労死等の原因となる「過労死ライン」である。

過労死等を防止する、自身の健康管理のためにも、長時間労働の削減が喫緊の課題である。

教職員の命を守るため、健康被害が出る前に、過労死ラインである月80時間を超過する教職員を、早急になくさなくてはならない。

4. 令和7年度の目標

令和7年度末までに、時間外在校等時間(超過勤務時間)が月 80 時間を超過している教職員をゼロにする。

5. 西宮市の学校における働き方改革の目的

- ・学校におけるこれまでの働き方を見直し、業務改善を進めることで、教職員の専門性を生かしつつ、業務に集中できる時間や、子供と向き合うための時間を十分確保するため。
- ・教職員が日々の生活の質や人生を豊かにすることで、ワーク・ライフ・バランスを保持し、自らの人間性を高め、持続可能で効果的な教育活動を行うことができるため。

6. 勤務時間についての想定モデル

◆現在の中学校では、開錠時刻 6 : 30、施錠時刻 20 : 30。勤務時間は 8 : 15 ~ 16 : 45 と考える。

(1) 平日に開錠から施錠時刻まで勤務した場合

(平日) 超過勤務時間 6 : 30 ~ 8 : 15 (1時間 45分) 17 : 00 ~ 20 : 30 (3時間 30分)

※ノー部活デーで 8時間マイナス

1日 計5時間 15分 × 月20日勤務 - 8時間 = 月97時間 . . . ①

(2) さらに週休日の部活動指導を行う場合

(週休日) 部活動指導 (3時間)、準備片付け (1時間)

1日 計4時間 × 月4日勤務 = 月16時間 . . . ② ①+②合計 月113時間

◆本来の目標、**月45時間以内**を達成する場合、下記の範囲内であることが求められる。

7 : 30 ~ 8 : 15 (45分) 17 : 00 ~ 18 : 30 (1時間 30分)

1日 計2時間 15分 × 月20日勤務 = 月45時間

超過勤務時間を80時間以内にするためには、以下の想定モデルを参考に。

想定モデルA 7 : 30 出勤、19 : 15 退勤を目指す。週末は1日クラブ指導。

(平日) 超過勤務時間 7 : 30 ~ 8 : 15 (45分) 17 : 00 ~ 19 : 15 (2時間 15分)

1日 計3時間 × 月20日勤務 = 月60時間 . . . ①

(週休日) クラブ指導3時間、準備片付け1時間

1日 計4時間 × 月4日勤務 = 月16時間 . . . ② ①+②合計 月76時間

※ただし、これは上限に近い設定時間であり、予見できない緊急の生徒指導や事案への対応を考慮する必要がある。

想定モデルB 7 : 45 出勤、18 : 00 退勤を目指す。週末のクラブは月2回にする。

(平日) 超過勤務時間 7 : 45 ~ 8 : 15 (30分) 17 : 00 ~ 18 : 00 (1時間)

1日 計1時間 30分 × 月20日勤務 = 月30時間 . . . ①

(週休日) クラブ指導3時間、準備片づけ1時間

1日 計4時間 × 月2日勤務 = 月8時間 . . . ② ①+②合計 月38時間

⇒ 週休日のクラブ指導がなければ

①のみ 月30時間

7. 具体的取組について

(1) 令和6年度、新たに実施した取組について

- ・ 夏季休業中の学校園閉鎖日を3日間に拡大
- ・ 勤務時間の記録（記録簿）を電子システムによる管理・保存（紙保存及び押印廃止）
- ・ 保護者、地域向けに学校園における働き方改革啓発チラシの配布（令和6年度中予定）
（同時に、学校園への過大な要求等を控える呼びかけも行う）

(2) これまでに西宮市教育委員会として実施してきた主な取組について

- ・ PCやタブレットによる勤務時間管理システム導入（全校園）
- ・ 電話機の自動音声応答案内（全校園）
- ・ 欠席連絡アプリ導入（小・中・義務）
- ・ 西宮市立中学校部活動方針、高等学校部活動方針の実施。「ノ一部活デー」の設定。
- ・ スクール・サポート・スタッフの配置（小・中・義務・特支）
- ・ 警備員による学校の開錠施錠。
- ・ ICT活用による校務支援や文書連絡システム導入（全校園）
- ・ 採点支援システムの導入（中・高）

(3) 令和7年度、新たに予定している取組

保護者向け電子チラシ掲示板システムの導入

現在、全校一斉に配布依頼をしている案内やチラシ等を、市教育委員会が管轄する電子掲示板システムに掲載することで、各校で配布する必要をなくす。児童生徒や保護者は、PC等からいつでも見ることができる。（年間で、教頭24時間、教員12時間、事務職員6時間の超過勤務時間削減見込）

服務管理システムの導入（本格稼働は令和8年度）

現在、紙で処理している出勤簿や休暇簿をシステム化することにより、紙保存及び押印を廃止し、事務処理の効率化を図る。（年間で、教頭48時間、教員12時間、事務職員24時間の超過勤務時間削減見込）

教育委員会による学校問題解決支援チームの活用

保護者や地域からの過剰な苦情や不当要求等、学校だけでは解決が難しい事案について、市教育委員会学校問題解決支援チームが学校からの相談に応じ、管理職や教職員の負担軽減を図る。

中学校での絶対下校時刻の見直し

現在、時期により変動する絶対下校時刻だが、令和7年度から段階的に見直しを行う。

ワーク・ライフ・バランスの保持

週休日の出勤や週末の宿題の見直し等を行い、教職員が日々の生活の質等を豊かにしていくとともに、業務に集中できる時間や子供と向き合うための時間を確保する。